



痴漢に 間違われたら

弁護士 上岡 亮

田中さんの職場では、今夜、異動してきた職員の歓迎会があり、田中さんは少し飲み過ぎてしまいました。

帰宅するため混雑した電車に乗ったところまでは記憶があるのですが、その後、うとうとしてしまい記憶は曖昧です。

ベルの音で目覚めると、電車は、田中さんが降りる駅を発車しようとしているところでした。田中さんが、車内で立っていた人達をかき分けて、慌てて電車を降りようとすると…。

「ちょっと、あんた、触ったでしょ!!」

田中さんは、いきなり腕をつかまれ、駅員が駆けつけてきました。田中さんの腕をつかんだ女性は「この人、私のお尻を触って逃げようとした!」と駅員に訴えています。田中さんは、「よく憶えていませんが、触っていないと思います。」と弁解しましたが、女性は聞き入れません。

しばらくすると、警察官がやって来て「署で事情をお聞きしましょう。」と言い、田中さんは、警察署へ連行されてしまいました。

◆——争点

田中さんは、痴漢の被疑者として逮捕されてしまったのでしょうか?

逮捕するためには、原則として裁判官の逮捕状が必要ですが、現行犯逮捕には逮捕状が要りません。しかも一般の人であっても現行犯逮捕することができます。つまり、田中さんは、女性に現行犯逮捕されてしまったのです。田中さんがこのまま否認を続けると、最長で23日間身体を拘束されることもあります。仕事に影響が出てしまうことは確実です。その後起訴された場合、有罪判決を受けることもあります。

◆——結論

痴漢は、刑法上の強制わいせつ罪や都道府県の迷惑防止条例違反等にあたる犯罪で、弱者を対象にした卑劣な行為として、法定刑は重くなっています(強制わいせつ罪が6月以上10年以下の懲役、東京都迷惑防止条例違反の場合は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)。

しかし、「痴漢」事件には冤罪が少なくありません。通勤電車を利用する人ならば誰でも遭遇する可能性があり、決

して他人事ではありません。普通に暮らしていた一般市民が突然犯罪者にされてしまう危険性があるのです。

平成21年4月14日、最高裁判所は、強制わいせつ罪で起訴され、1、2審で懲役1年10月の実刑判決を受けていた大学教授に無罪判決を言い渡しました。もっとも、この判決に関わった裁判官5人のうち、無罪意見が3人、有罪意見が2人と意見が分かれました。

痴漢事件は、客観的な証拠が極めて少なく、有罪か無罪かの判断が被害者の供述の信用性に大きく依存することになるため、判断が分かれてしまうのです。

◆——対処法

まずは現場で落ち着いて説明し、場合によっては目撃者をさがすことが必要です。そして、名刺等を渡して身分を明らかにし、後日事情聴取に応じることを告げて、その場を立ち去るようにすべきでしょう。時間が経てば相手は冷静になると思います。警察も後になって逮捕するのであれば、逮捕状が必要になりますから、慎重になるはずですが。

もし逮捕されてしまった場合は、知人に弁護士がいれば、すぐに連絡をとりたい旨警察官に求めましょう。あるいは、当番弁護士制度を利用して弁護士から助言を受けることができます。少なくともやってもいないことを認めたような調書は作成されないようにするべきです。

冤罪に遭うことを避けるため、日頃の行動も重要です。

電車内でなるべく女性に近づかないようにするため、車両の中で混雑する場所は避けるようにしたり、両手でつり革をつかむようにして、なるべく両手を上げておく、田中さんのような事態を避けるため、飲み過ぎには注意する等の自衛策を心がけておくことも大切でしょう。

執筆者プロフィール

上岡 亮 (うえおか あきら)

弁護士(第二東京弁護士会)。慶應義塾大学法学部卒業後、保険会社勤務を経て(在職中FP資格を取得)、東京都立大学(現首都大学東京)法科大学院修了。趣味はゴルフ、ドライブ、野球観戦。

所属:東京リベルテ法律事務所

<http://www.tokyoliberte.com/index.html>